

検討フェーズ(時期)	何時(いつ)			行動(何を)		だれが(情報の発表又は行動の主体:◎) 情報を伝達される関係者又は行動の協力者:○)																											
	時刻	水位	気象情報・予警報	NO	防災行動項目(対応時期による分類)	静岡県気象台	交通基盤部河川砂防局	危機管理部危機対策課	袋井土木事務所	西部危機管理局	太田川原野谷川治水水防組合	袋井市 防災課	袋井市 都市建設部	袋井市学校教育課・すこやか子ども課	袋井市 しあわせ推進課	袋井市企画政策課・財政課	袋井市消防団(水防団)	袋井消防本部	袋井警察署	浜松河川国道事務所	中部電力(株)	西日本電信電話(株)	秋葉バスサービス(株)	福祉施設事業者	学校	企業	住民(施設操作者等)	住民	報道機関				
台風最接近の一日前〜破堤直前まで	-24H以内	避難判断水位到達 (天方2.4m) (新貝4.3m) (山名6.5m)	記録的短時間大雨情報 * 110mm/h以上の大雨が観測・解析された時発表	64	洪水予報(氾濫警戒情報)の発表・伝達、収集・確認	◎	○	○	◎	○	○	○	○				○			○	○	○									○		
				65	水防組合各市町へ水位到達情報通知						◎	○							○														
				66	避難準備情報の発令			○	○	○	○		◎				○					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
				67	住民周知(水位情報、避難準備情報)								◎																	○		○	
				68	避難所・協定先福祉施設の開設完了の確認								◎			○	◎		○										◎				
				69	洪水予報(氾濫危険情報)の発表・伝達、収集・確認	◎	○	○	◎	○	○	○	○	○	○								○	○	○								
		氾濫危険水位到達 (天方2.8m) (新貝4.6m) (山名7.0m)	避難勧告発令から氾濫まで1時間程度	70	水防組合各市町へ水位到達情報通知						◎	○							○														
				71	ホットラインによる連絡																												
				72	避難勧告の発令・伝達			○	○	○	○				◎						○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
				73	住民周知(避難勧告)										◎															○		○	
				74	避難の実施																									◎		◎	
				75	避難指示の発令・伝達			○	○	○	○				◎						○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		複数の河川で、氾濫危険水位到達	大雨特別警報	76	住民周知(避難呼びかけ)									◎					○										○		○		
				77	避難の完了																								◎		◎		
78	配備体制の確認・移行(県土木:第2次非常配備、県危機:警戒)			○	◎	◎	◎	◎																							○		
79	大雨特別警報の発表・伝達、収集・確認			◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
80	ホットラインによる連絡			◎		○								○																			
更に水位上昇		81	配備体制の確認・移行(県危機:警戒本部設置)	○	○	◎	○	◎																						○			
		82	学校施設の被害確認・対応												◎												◎						
		83	河川周辺地域における活動の中止						◎		◎	◎	◎					◎	◎	◎													
		84	危険箇所等からの退避(施設操作者、現場作業者等含む)						◎		◎	◎	◎					◎	◎	◎								○					
甚大な風水害の発生が切迫、又は複数市町で避難勧告発令		85	状況に応じた交通規制の実施及び交通規制情報の共有			○	○	◎	○			○	◎				○	○	◎	◎	○	○	○										
		86	配備体制の確認・移行(県土木:第3次非常配備)	○	◎	○	◎	○																							○		
		87	洪水予報(氾濫発生情報)の発表・伝達、収集・確認	◎	○	○	◎	○	○	○	○	○	○									○	○	○								○	
破堤後以降	0H	太田川・原野谷川で越流又は破堤により氾濫が発生	88	ホットラインによる連絡								◎																					
			89	住民周知(氾濫発生)										◎															○		○		
			90	配備体制の確認・移行(県危機:災害対策本部設置)	○	◎	◎	◎	◎																							○	
			91	氾濫・破堤状況の確認(ヘリの要請含む)			○	○	◎	○	○	◎	○						◎	◎	○	○											
			92	災害救助法適用申請				○		○				◎																			
			93	自衛隊、緊急消防援助隊に災害救助を要請				◎		○				◎						◎	◎	○											
			94	テックフォースに応急対策等の要請				◎		○				◎									○										
			95	氾濫による浸水の恐れがある区域の居住者、水防区長、所轄警察又は交番・駐在所及び隣接水防管理者に通報							○		◎								○												

